



平成 24 年 10 月 5 日

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室

賃金室長 佐伯 昌明

賃金指導官 圓本 勉

(電話) 076-432-2735

富山県（地域別）最低賃金、時間額 700 円に

—平成 24 年 11 月 4 日から効力発生—

1 富山県(地域別)最低賃金が、時間額 700 円に改正(時間額 8 円の引上げ)され、平成 24 年 11 月 4 日から効力が発生します。

2 富山県(地域別)最低賃金については、本年 7 月 11 日に富山労働局長から富山地方最低賃金審議会(会長 もりおか ゆたか 森岡 裕)に対し本最低賃金の改正について調査審議が求められ、同審議会において慎重審議が行われた後、9 月 26 日に同審議会会長から同労働局長に対し最終答申がなされました。

これを受けて、富山労働局長は、同日付けで決定の上、官報公示の手続きを行っていましたが、本日 10 月 5 日付けの官報に掲載されました。(発効日は、官報公示日から 30 日を経過した 11 月 4 日となります。)

3 本最低賃金は、正社員、嘱託、パート、アルバイト等の呼称を問わず富山県内の事業場で働くすべての労働者(約 46 万人)に適用されるもので、県内労働者の労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしています。

なお、この金額に満たない金額で労働者を使用すると最低賃金法違反となります。

【参考；富山県最低賃金額及び対前年引上率、引上額】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
最低賃金額	677 円	679 円	691 円	692 円	700 円
対前年度引上率	1.65%	0.30%	1.77%	0.14%	1.16%
対前年度引上額	11 円	2 円	12 円	1 円	8 円
発効年月日	20.10.25	21.10.18	22.10.27	23.10.1	24.11.4